

中野区教育委員会会議録 平成24年第3回臨時会

○開会日 平成24年9月14日(金)

○場 所 中野区教育委員会室

○開 会 午後 1時01分

○閉 会 午後 2時40分

○出席委員(5名)

中野区教育委員会委員長	高 木 明 郎
中野区教育委員会委員長職務代理	大 島 やよい
中野区教育委員会委員	飛鳥馬 健 次
中野区教育委員会委員	山 田 正 興
中野区教育委員会教育長	田 辺 裕 子

○出席した事務局職員(7名)

教育委員会事務局次長	高 橋 信 一
副参事(子ども教育経営担当)	白 土 純
副参事(学校再編担当)	石 濱 良 行
副参事(学校教育担当)	宇田川 直 子
指導室長	川 島 隆 宏
副参事(学校・地域連携担当)	荒 井 弘 巳
副参事(子ども教育施設担当)	伊 藤 正 秀

○担当書記

子ども教育経営分野	片 岡 和 則
子ども教育経営分野	仲 谷 陽 兵

○会議録署名委員

委員長	高 木 明 郎
委 員	山 田 正 興

○傍聴者数 0人

○議事日程

〔協議事項〕

(1) 中野区立小中学校再編計画の改定について（学校再編担当）

中野区 教育委員会
第 3 回臨時会
(平成 2 4 年 9 月 1 4 日)

午後 1 時 0 1 分開会

高木委員長

ただいまから、教育委員会第 3 回臨時会を開会いたします。

本日の委員の出席状況は、全員出席です。

本日の会議録署名委員は、山田委員にお願いいたします。

本日の議事日程は、お手元に配付の議事日程表のとおりです。

それでは、「中野区立小中学校再編計画の改定について」の協議を進めます。

<非公開の決定>

高木委員長

ここでお諮りをいたします。

本日の協議事項、「中野区立小中学校再編計画の改定について」は、具体的な学校名を挙げて協議を行うことが想定されます。公開の会議の場でまだ確定していない学校名を挙げて協議を進めると、区民に対する影響は非常に大きいものと考えられます。また、そのことによって公正な審議が保てないことなども考えられます。したがって、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 13 条第 6 項ただし書きの規定に基づき、会議を非公開とし、その会議録についても、再編計画の改定素案が発表されるまでの間は非公開としたいと思いますが、ご異議ありませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

高木委員長

ご異議ありませんので、非公開とすることに決定いたしました。

(以下非公開)

(平成 24 年第 6 回臨時会における会議録の公開決定に基づき、以下非公開部分を公開)

<協議事項>

高木委員長

それでは、事務局から説明をお願いいたします。

副参事(学校再編担当)

午前中の定例会で資料要求のありました学校施設の施設概要につきまして、お手元に資料をお配りしてございます。A3判横の1枚の資料でございます。左側の表が、建物の面積、小学校・中学校別になっております。右側の表が、敷地面積、建物の敷地面積、運動

場の敷地面積、合計、そのうち借地の面積、そういったものがわかるような資料となっております。

資料の説明は以上でございます。

高木委員長

それでは、ただいまの説明についてご質問、ご発言がありましたらお願いいたします。

山田委員

きょういただいた資料の敷地面積のところには借地面積の表示がございます。ここで確認ですが、借地の面積が幾つかの学校でかなりあるわけですけれども、こういった場合にもし建て替えとかということが起きた場合には、その借地権のある方たちのいろいろな同意とかそういった複雑な手続が必要だというふうに理解してよろしいでしょうか。

副参事（学校再編担当）

借地のほとんどが国からの借地でございますけれども、建て替え等に当たりましては承諾、その際には承諾料の支払いといったことの問題が出てくると思います。

山田委員

多くは国の借地ということで、民間のものは余りないという理解でいいですか。

副参事（学校再編担当）

小学校のうち、鷲宮小学校の一部に民地を借りているところがありますけれども、その他につきましては全て国有地と認識しております。

飛鳥馬委員

今の敷地面積のところの表ですが、どの辺まで入っているのかなと思うのです。一番右の校地面積が学校全体の面積なののでしょうか。それから、屋外運動場というのは、運動できるということだと思うのですけれども、運動場そのものなのか。それから、建物の敷地のところは、建物のほか、要するに、植え込みとか、そういう運動場にならないようなところがあると思うのです。再編すればまたいろいろ使い道はあるのかもしれないのですけれども、体育館とかプールとか含めて建物の敷地なののでしょうか。

副参事（子ども教育施設担当）

表をごらんになっていただくとわかるように、校地面積が建物の敷地面積と屋外運動場の面積を足した合計になっておりますので、グラウンドそのものというよりも、要は、校地というか、建物の敷地を除いた部分が屋外運動場の面積という形で、実際に使えるかどうかというのとはまたちょっと違うというところがございます。

飛鳥馬委員

建物の中にはプールとか体育館とかの面積が含まれているのでしょうか。

副参事（子ども教育施設担当）

そうですね。プールは建物の中に入っておりますので、それを除いた面積ということになります。

山田委員

午前中の議論の続きでよろしいですか。

高木委員長

はい。

山田委員

午前中、きょうは特に小学校の再編のところの協議を進めているわけですがけれども、もう一度確認ですが、午前中の中では、大和小と若宮小の統合ということで——四中と八中の統合新校は若宮小の位置ということで前回確定をしていますので、その関係で大和小と若宮小の統合ということで、大和小の位置で統合新校をつくるということによろしいかと思えますが。

もう1点の鷺宮小と西中野小の統合のことですけれども、統合新校を八中の位置ということの案が出されています。この場合に、八中はちょうど道路を挟んでの校地になっているかと思うのですが、小学校として利用するというのであれば、その辺については別に問題はないですよ。その辺はいかがでしょうか。

副参事（学校再編担当）

八中につきましては、校地面積が約1万2,000平米とかなり広がっています。二つに分かれておりますけれども、運動場として利用しておりますので、小学校として使う場合にも問題なく使うことができるというふうに考えております。

山田委員

今の八中のいわゆる体育館と運動場がない部分の校地というのはどのぐらいあるのでしょうか。わかりますか。既存の校舎と中庭がある校地というのは大体どのぐらいあるのですか。

副参事（子ども教育施設担当）

中庭のある校舎とそうではないところの面積というのはちょっと承知してございません。

山田委員

中学生なので、通路を渡ってということも可能でしょうけれども、小学校として統合した場合にその辺をどうするかというところと、校地の面積との兼ね合いは少し議論しなければいけないのかなと思っていますが、いかがでしょうか。

副参事（学校再編担当）

確かに、校地が分かれていなくて一つの校地で使えるほうが、子どもの安全性といった面からも望ましいかと思います。ただ、現状で広い校地をとろうと思った場合に、八中の場合には二つに分かれてしまっているという現状がありますので、それを前提に安全確保といったことを考えていけば、小学校としても使うことが可能かなというふうに考えております。

高木委員長

例えば、現状で、江原小学校がメインの校庭はちょっと道路を渡っていきます。横断するだけなので距離的には近いのですが、ちょっと分地みたいにはなっていると思うのです。その場合の運用というのは指導室長にお聞きすればいいのですかね。授業に特に支障はないのですか。

指導室長

理想を言えば、一般道に出ないほうがよりいいというふうには思います。したがって、八中の件で言うと、八中のほうは完全に上がつながっていますので、児童の管理の上ではリスクとしては少ないと思います。江原小についても、移動するときにはきちんと教員が立ち会うという形になっています。しかも、道路一本隔てているところですから大きな支障はないだろうというふうに思います。

高木委員長

我々が心配をしていますのは、小学生ですので、校庭ですと、けがしたとかいうときにぱっと先生が行ける。子どもの声も聞けると言えば聞けるのかなと思うのです。ただ、渡り橋を越えてということになりますと、どうしても目が届きにくくなるかなという懸念がちょっとあるのですけれども、そこら辺どうでしょうか。

指導室長

小学校の場合は、休み時間に看護当番という教員があります。「週番」とかいろいろな言い方をするのですけれども、必ず校庭で子どもたちの遊んでいる様子を見守るとというのが原則です。もし八中が小学校になった場合は、今ご心配されたようなことは十分考えられますから、きちんと分担制をしいて、子どもたちの休み時間のときには教員がそこで二

人体制で見ているという形になると思います。

高木委員長

たしか、八中を訪問したときにも、地域の方がそういうお手伝いを中学校でもやってただけていたので、小学校の児童の場合、それをもうちょっと拡大してきめ細かくやっていただけたりするといいかなどは思うのです。

山田委員

統合新校として八中の位置でということは、総論的にはいいアイデアだと思いますし、それでいいのではないかなと思うのですけれども、その八中を今度小学校として統合した場合に、どのようなコンセプトでやるか。たしか西中野小には情緒障害学級がありますから、その辺も踏まえて、あと、運動場の確保ということも踏まえて、その辺はソフトの面でまたいろいろアイデアを出していくということが一つの考え方かなと。

もう一つ、この統合新校を八中の位置でということで、きょうの資料で通学距離が出ておりますけれども、直線でおおむね1,300メートルぐらいが最大ですね。ですから、小学校の通学距離としてはぎりぎりかなというふうには思いますけれども、何とかこなせるかなと。

前にもちょっと質問したのですけれども、鷺宮二丁目でしたか、ここは幹線道路も二つぐらいあるので、これはどうですかね。安全性の面では問題ないでしょうか。というか、ほかに入れ込むところがないということかもしれませんが、いかがでしょうか。

副参事（学校再編担当）

この鷺宮二丁目の部分につきましては、現在も新青梅街道を渡って鷺宮小学校に通っております。今回の通学区域の設定につきましては、小・中学校の連携を図るということを第一に考えております。その部分につきましては、ここは小・中学校の通学区域の整合性がとれている部分ですので、あえてここをいじる必要はないのかなというふうに考えております。

高木委員長

距離的には、北原小学校のほうが近くなりますし、中学校区でも緑野中のほうがやや近いような感じがするのです。ただ地域の文化的、連携的に鷺宮なのかなという感じがします。そこはちょっと地元の方でないとうからないので、ここも多分、町会がかなり入り組んでいるところだったような気がするのです。

教育委員会事務局次長

今、委員長がおっしゃったように、ここについては鷺宮小の周りぐらいまで一つの大きな町会になっていますので、そういった面では、町会の分断がここで大きく半分に分かれるような形になりますので、ここを合わせたという考え方です。

高木委員長

現行の鷺宮小学校の校区をそのままいったほうが地域の文化的には継続性、連続性があるということですね。

山田委員

もう一度確認です。

この場合に、新青梅街道と中杉通りと両方渡るわけですよね。この辺はいかがですか。鷺宮小であれば、新青梅街道の横断だけで済んでいるのですけれども、八中の位置ということになると、中杉通りも交通量が比較的多いところではないかと思うのですが、その辺はいかがでしょうか。

副参事（学校再編担当）

幹線道路につきましては、小学生の場合、なるべく避けられるものなら避けたほうがよろしいかと思えますけれども、信号機等の安全施設等もありますので、安全に注意を図りながら渡るということはやむを得ないかなというふうに考えております。

大島委員

町会のことなのですが、この案では町会の区切りと校区の区切りが一致しているというふうに考えていいのでしょうか。

副参事（学校再編担当）

現行の小学校、中学校の区切りでも、町会の区切りと必ずしも一致しているということではないのです。ですので、通学区域を設定するに当たって新たな分断が生じないように配慮はいたしました。ただ、その場合でも、一部、どうしても町会の新たな分断が出てきてしまっているところもあります。反対に町会の分断が解消されているところもあります。現状の通学区域をなるべく尊重した上で見直しをかけたということになります。

高木委員長

基本的な考え方として、まず、中学校の組合せで中学校区を大まかに当てはめる。小学校と中学校の通学区域の整合性を図るに当たっては、小学校のほうの通学区域のほうをなるべく尊重する。あと、なるべく現状の通学区域はいじらない。ただし、統合によって児童数・生徒数に偏りがある場合は、町会の区域や幹線道路を尊重して新たにラインを引く。

そんなような段取りという理解でよろしいのでしょうか。

副参事（学校再編担当）

そのとおりでございます。

高木委員長

議論を進めていって、中学校のあらあらの通学区域、あと組合せ、それから、どこの校舎を統合新校として残すのか、さらに、小学校の通学区域とどこの統合新校を校舎として残すか。それを見ていくと、大体一つの中学校に関して小学校は2校ないし3校程度のグループができると思いますので、私は、大きな組合せとしてはこれでよろしいのかなと思っております。ただ、細かく見ていくと、ちょっと不安なところもなくはないのですけれども、議論を進めていって、もし今のようにちょっとご懸念があれば、各委員からご発言をいただいて、もし議論がまとまれば、大体の組合せ等はそろそろ決めていきたいなと思っております。

教育長

私は事務局の長という立場でこれをつくってきまして、今、委員長がおっしゃったような立場でこういうまとめをさせていただいたのですけれども、先ほど来ありましたように、詳細に見ていくと、例えば八中の位置のところは、道路で分断されているだけでなく、どちらかという西武線側に傾斜して下るようなところ、傾斜の位置で、なおかつ道路で分断をされている。ですから、広いところですから校舎側のほうから視覚的に見えにくい、というようなことがあったり、あと、小学生の場合は、交通安全というようなことに配慮することもこれから必要だというふうに思っています。通学区域はこれ以上議論してもうまい解決策というのはないのかもしれないのですけれども、運用の中というか、新しく校舎を整備するであるとか、統合に当たっての交通安全対策というのは改めて議論するというか、対策を事務局としても考えなければいけないでしょうし、改修や改築に当たって最適な安全確認というようなことも考えていく必要があるかというふうに思っています。

それから、校地が分断しているところについては、先ほどもありましたけれども、江原小学校もそうだし、桃二小学校も道路を挟んでいるのです。江原小学校の場合は、警察の許可をとって、学校が使う時間は交通規制をしてほかの車が入れないように間に車止めを置いているのですね。桃二小はそれができていないので、渡るときは必ず安全指導員がいるという状況をつくったりもしていますので、学校の状況に応じてそういう対策も立

てていくということを議論していきたいというふうに思っています。

山田委員

この何回かの中で、中学校の位置と小学校の再編のことで議論は大体尽くしたかなと思っております。委員長が先ほどご説明のとおり、一つの中学校に小学校は2校ないし3校ということで、私たちが小中連携というところで目指したことが一つ、中学校を核としてでき上がってきつつあるということと、適正規模ということでも、中学校でもおおむね270名ぐらいから500名ぐらいということで、ある程度の規模が確保されている。小学校についても、270～280名から550名ぐらいということで、適正規模がある程度確保されているということで、今までの議論を総括すれば、この中学校の位置と小学校の再編の計画については総論的にはこれである程度いいのではないかと思います。

事務局にお願いしたいのは、では、この中学校と小学校の統合を一つのモデルとして、今度はどのくらいのクラス編制になっているのかをもう一度資料としていただいて、学級規模をまた示していただいて適正かどうかをもう一度確認する作業に入りたいと思います。大体の人数はわかっていますので、落とし込めばクラス人数もわかってくるかなと思うので、その辺もまたお願いしたいと思います。——人数は時期によりますかね。でも、大体のあらあらのところでいいのではないかと思います。

副参事（学校再編担当）

そのクラス編制というのは、将来にわたってのクラス編制、推計ということでしょうか。

山田委員

推計です。

副参事（学校再編担当）

現在のものではなくて。

山田委員

ある程度、どこかで決めなければいけないので、いつごろの時点かの推計値でよろしいのではないかと思います。

教育長

今後議論していただきますけれども、いつの時期に再編をしていくかという時期もありますので、いつの時期に再編をしていくかというのがあらあらか見えたところで推計もしたほうがいいのかと思います。それで、出させていただきます。

高木委員長

それでは、再編計画の統合の組合せ、それから、統合新校として使う校舎の位置並びに通学区域——通学区域は、もしかすると、細かい、小さい変更は若干出るかもしれませんが、おおむねこの区域でということで話を進めてよろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

高木委員長

それでは、今話もありましたが、統合の組合せごとの統合時期ですとか、通学区域変更の時期もやはり大きな影響を与えますので、これについて議論を進めたいと思います。

事務局から説明をお願いします。

副参事（学校再編担当）

それでは、学校再編の手順、統合の時期、それから、通学区域変更の時期についての資料の説明をしたいと思います。お手元にA3判2枚の資料があると思います。その次に、A3判1枚の地図があると思います。通学区域の整合を図る時期によって、手順案1、手順案2の2案を考えております。いずれの場合も、統合のスケジュールには変わりはありませんので、初めに、統合のスケジュールを説明したいと思います。

資料1枚目の四角で囲ってある部分の二つ目の四角のところです。南中野中学校の通学区域というところです。この部分では、中野神明小と新山小を統合します。この統合につきましては、中野神明小の改修を平成26年度と平成27年度の2年間で行いまして、平成28年度に中野神明小の位置で統合いたします。

次に、多田小と新山小の統合につきましては、新山小を仮校舎として使うため、改修を平成27年度にいたします。新山小を仮校舎として平成28年度に統合します。その平成28年度中に多田小を改修し、平成29年度に移転をするということになります。

次に、三中と十中の通学区域です。三中と十中の統合につきましては、三中を仮校舎として使うための改修を平成28年度に行います。三中を仮校舎として平成29年度に統合しまして、十中を改修した後、平成30年度に移転をします。

桃園小と向台小の統合につきましては、向台小を仮校舎として使うための改修を平成29年度にした後、向台小を仮校舎として平成30年度に統合します。桃園小を改修した後、平成31年度に移転をします。

次に、五中の通学区域です。上高田小と新井小の統合につきましては、上高田小を仮校舎として使うための改修を平成30年度にした後、上高田小を仮校舎として平成31年度に統合します。新井小の建てかえ工事をした後、平成33年度に移転をします。

次に、四中と八中の通学区域です。四中と八中の統合につきましては、若宮小の校舎を平成29年度に改修した後、若宮小の位置で平成30年度に移転・統合します。大和小と若宮小の統合につきましては、それに先立ちまして、若宮小の仮校舎として使うための改修を平成27年度にした後、若宮小を仮校舎として平成28年度に統合します。大和小を改修した後、平成29年度に移転をします。

鷺宮小と西中野小の統合につきましては、八中の建てかえ工事をした後、平成32年度に八中の位置で移転・統合します。

次に、通学区域の整合を図る時期ですけれども、手順案1と手順案2で異なります。手順案1は、なるべく早い時期に一斉に変更するというで考えたものです。手順案1の場合は、平成26年度に一斉に通学区域の変更を行うことを考えています。統合の関係で、これによりがたい十中から二中への通学区域の変更は、平成29年度の三中と十中の統合の時期に合わせて行います。

それから、上高田小から白桜小への通学区域の変更は、平成31年度の上高田小と新井小の統合の時期に合わせて行います。

この手順によりまして通学区域を変更した場合は、下の表、手順案1のところにありますように、平成26年度にほとんどの通学区域の整合が図られるということがわかります。

1枚めくっていただきまして、手順案2です。こちらは、統合のスケジュールは同じですので、説明は省略します。

通学区域の変更の時期ですけれども、こちらは、統合に合わせてその都度通学区域の変更を行うというもので、平成28年度に大和小から北原小、平成29年度に谷戸小と桃花小、十中から二中、平成30年度に四中から緑野中、中野中から四中、北中野中から八中、平成31年度に上高田小から白桜小、中野中から五中への通学区域の変更を順次行っていくというものです。

この手順によって通学区域を変更した場合は、下の表にありますように、平成28年度から平成31年度にかけて、毎年度、統合に合わせて通学区域の整合が順次図られていくということになります。

統合の手順と通学区域の変更の時期についての資料の説明は以上でございます。

高木委員長

ご質問、ご発言がありましたらどうぞ。

山田委員

今ご説明いただいたことで、統合に対する手順については後でもう少し検討したいと思いますが、その通学区域のことですね。平成26年度に一括してどんとやってしまって、新しく統合したところで後でマイナーチェンジしていくというやり方か、統合に合わせてそこだけで全部チェンジしていくというやり方なのですけれども、どちらがいいかというのはなかなか難しいと思うのです。イメージとしては、最初に通学区域をきちんと直しておいてマイナーチェンジしていったほうが理解はしやすいかなと。そうしませんと、統合に合わせてやっていくと、その都度その都度で、例えば指定校変更の取扱いなどは非常に煩雑になって事務的に非常に大変なのではないかと。最初の平成26年で一括でやったほうが、そのときは大変かもしれないけれども、この再編統合案のご理解をいただければ、何とか無理を言っても保護者の理解は得られやすいのではないかなと思いますけれども、いかがでしょうか。

副参事（学校再編担当）

事務局といたしましても、今回は小・中学校の通学区域の整合を図ることが一つの柱になっておりますので、区民の皆さんへその説明をする上でも、できるところは一斉にやってしまって整合を図る、それから、それによりがたいところについては統合に合わせて順次変更するという説明のほうが納得していただきやすいかなというふうに考えております。

高木委員長

その場合、例えば四中と八中の統合というのは、平成30年度に移転・統合ですよ。平成26年度の段階で北原小の校区は全部緑野中ということになりますと、目の前に四中があってまだやっているのに、「基本、緑野中に通学」という感じになるわけですよ。その経過措置をどういうふうにするのかというところは考えなければなりません。ほかの校区もそうですけれども。

副参事（学校再編担当）

今指摘のありました四中から緑野中の部分なのですけれども、今度、北原小と緑野中、この小・中学校の通学区域の整合を図るという面からも、いずれかの時点で整合を図らなければいけませんので、この部分については統合と関係なくやるということが可能だというふうに考えております。

教育長

指導室のほうで、前々回ですか、小中連携教育の考え方を示させていただきました。

今、庁内で校長も入った検討会を設けていて、めどがついた時点でまた進捗を教育委員会に報告しようと思っけていますけれども、教育の内容の面で連携も進めていかなければなりませんので、できれば早い時期に整合がとれるという状況を事務局としてはつくっていきたいというふうに思っています。

高木委員長

最終的に一つの中学校に対して2校、3校というのは、統合が進んでこないとそういう姿にならないわけですね。

大島委員

平成26年度に一斉に変更するという場合、例えば北原小が緑野中のほうになるとかというときに、これは、まだ四中が目前にあるのだけれども、将来的に四中と八中が統合でどうこうという全体像を区民に示した上で、今、途中なのだけれども、先に校区変更しますというようなことを区民の方に周知して理解を得た上でということになるのですか。

副参事（学校再編担当）

この再編計画全体で統合と通学区域の変更がございますので、区民の方に十分説明をして、小学校と中学校の連携のためにも通学区域の統合が必要だと。で、小学校と中学校の通学区域をなるべく合わせるといったことから、早い時期に通学区域の変更をしたいということで説明をしていこうというふうに考えております。

高木委員長

例えば、小学校、中学校のグルーピングを統合完成前からある程度決めてやっていくということは、もちろん再編計画の基本論であるのかなと思います。例えば、緑野中学校で、緑野小学校と北原小学校が中学校1・小学校2でグルーピングだよと。そこは統合前でも素直に受けとめられると思うのですが、そこを設定した段階で、例えば四中と八中はまだ統合していない。その中に啓明小、大和小、若宮小、鷺宮小、西中野小があつて、統合が進んでくると、統合新校中学校1に対して小学校の統合新校2の3というグルーピングはわかるのですが、そこがまだ全然くっついていない段階で。しかも校区的に言うと、四中の目の前のところが北原のぎりぎりの校区になっているので、「歩いて1分のところに、うちの子が通って卒業するまでは四中があるのに、何で、環七を挟んで、新青梅を越えて緑野中学校に行かなければいけないんだ」と言われたときに、どれぐらい説得力があるかですよ。

例えばこの通学区域の図で、一番左側の北のところの「北中野中から八中へ変更」とい

うのは、小学校の通学区域と中学校の通学区域の整合性を図ります。通学距離がべらぼうに延びるわけでもない。住んでいる方には改めて道路を渡るようになって不安だとかがあるかもしれませんが、そんなに不適當な話ではないのかなと思うのです。細かく見ていくと、目の前にまだあって、やっけて、それで遠くにというのは、基本はそうだけれども、激変緩和措置みたいなものを設けていかないと、ご理解いただくのはちょっと難しいのではないのかなと思うのです。

教育長

北原小学校にいるお子さんは、今までは中学進学に当たって四中と緑野中とに分かれて行くわけですね。ですけれども、通学距離は置いておいて、今度は、北原小にいるお子さんは全員同じ緑野中学校に行けるということでは、子ども同士のつながりというか、小・中の接続という意味ではそれなりのメリットはあるというふうに思っています。それを強調していくということがあると思います。

山田委員

通学区域の変更というのはなかなか難しい問題かなと思うのです。実は、最初に示された学校再編の手順のところで見ていくと、例えば、平成28年度に開校するであろうところは、中野神明小の位置での統合新校と若宮小学校の位置での統合新校の二つですよ。最初の3年間でクリアするのは。平成29年度でも、三中・十中の第三中学校の位置での統合新校。これでやっけて三つ目ですか。そうすると、保護者理解の意味ではなるだけ一括してやりたいところですが、前半と後半で分けてやるというのも一つの手かもしれません。統合の年度をある程度踏まえながら、全般で、平成26年度でやるべきものが一つあって、平成29年度ぐらいにもう1回やるというような二つのバージョンにしてもいいかもしれない。統合とか再編に絡んだということではなくて、ランドデザインとしては折衷案みたいな案もあっていいのかなという考えも一つあります。

先ほど委員長がおっしゃったように、確かに、目の前にまだ現存する中学があるのというのは、なかなか理解が得られないかなと思いますね。ただ、大きなポリシーは、小・中の連携ということがこれから中野区の公教育の大きな姿であってということをとらえて、それを理解していただくことが大前提になると思います。その意味での、中学校を核としたグループということを目指しての学校再編だということ。それで通学区域も変更するのだという理論でやっけていく。平成26年度に1回で全部やるということでもありますけれども、ワンクッション置いてやっけていくという考え方もあるのかなというふうに思いますね。

難しいところかなと思いますが。

副参事（学校再編担当）

一斉に変更を考えた部分は、統合の影響を受けないで通学区域の変更が可能な部分ということで、一斉に平成26年度にと考えています。それを二つに分けるという基準もなかなか難しいのかなど。全体でずらす時期を平成26年度でなくて、一斉に動かす時期を多少考慮するとか、全体の統合のスケジュールにもう少し近づけるようなことにするのかということも検討の余地はあるかと思います。その場合、なるべく早い時期に小・中学校の整合を図っていくという大前提とどういうふうにしり合わせをするかといったことが問題になるかなというふうに考えます。

高木委員長

最初に統合が行われるのは平成28年度ということですかね。

副参事（学校再編担当）

そのとおりです。

高木委員長

例えば平成28年度にある程度一斉にやるとすると、例えば、四中・八中の統合新校も平成30年度からはスタートするわけですから、四中に通ったとしても3年生になると遠くに行ってしまうから、平成28年度の段階ではそこも踏まえてというのは、まだ理解されるかなと思う。

副参事（学校再編担当）

平成26年度としたのは、なるべく早い時期に、一斉にということで考えたものですので、その時期について、平成26年度でなければどうしてもだめというふうなことはございません。これ全体に、今議論の中でありましたようなことを踏まえて、時期が余り離れないほうが良いということでしたらば、平成28年度に一斉に行うということも可能だというふうに考えています。

高木委員長

あるいは、全体の統合、再編計画の中のどこかで話をしなくてはいけないと思うのですが、通学区域の弾力化というのは、文部科学省から平成15年の学校教育法施行規則の改正で通知が出ていますよね。その取扱いは、中野区は多分、平均的な普通の対応をしていると思うのですがけれども、その段階で、例えば就学校の指定変更について、例えばいじめや不登校に関連した指定校変更ですとか、通学距離を短縮できる指定校変更とか、部活

動のみによる指定校変更とか、こういったことが文部科学省から「弾力的に取り扱いとしなさい」という通知が出て、各自治体が多少幅があってもそういうふうに行っていると思うのです。ただ、その部分が個別対応なのでなかなか見えないところがあるので、もうちょっとはっきり区民の方に出したほうがいいのかと思う一方で、個別の事情を一律的にやるのは難しいと思うのです。こういった形で、通学区域で小中連携ということで、ある程度ちょっと離れていても、連携教育だからこちらのほうに通ってくださいという話をする以上は、何か出さなくてはいけないのかなという気もするのですけれども、現状ではどんな感じですか。

副参事（学校教育担当）

現状で、お子さんたちの通学については、中野の場合は指定校制度ということでかなりご説明もしています。周辺区は、今、選択制をとっている区もございますので、「指定校です」ということははっきり申し上げていて、その中で、小学校の場合は、国が示している弾力のものを、クラブ活動を除くと、安全のことですとか通学距離については変更を認めています。いじめですとか、お子さんの個別の状況というものについては、基本的には、通学距離ですとか、そちらでとれる理由で優先的に指定校を認めるという形で、昨年度ぐらからはやっている状況なので、割といじめとか、そういうお子さんの通いにくさという数字は、去年ぐらからは表には余り出ないという形になっているかと思えます。

中学については、通学距離は見えていませんので、今回の「距離が」ということについて、今のままの判断ですと、「遠いから」とか、「後々変わるから」というところの理由で指定校変更するという基準はないですので、それは窓口でどういうやりとりになっていくのかということはあるかと思えます。

あと、もう一つは、前回の再編のときも、この計画が出た後、いろいろな意味で先を見越した判断を持ちながら、ただ、区の基準にあてはまらない方は指定校変更は認めませんということがあるので、窓口では、せめぎ合いというか、それで学校教育の窓口の中は長い間親御さんとやりとりをするというような状況にはなっています。

高木委員長

中野区の場合、日本で一、二の人口密集地域ですし、町会も非常に入り組んでいて、なおかつ、都市化が進んでからつくられた学校というのは、その校区の真ん中には位置していない場合も多いです。例えば新井小などは、90度分ぐらいの角度で江古田小のほうに突き出ている通学区域があったり、今回も、このままいくと、再編後はあれですけれども、

当面の間は四中の目の前が緑野中の校区ということになりますと、中学生は通えるから見ないということになると、ちょっときついかなど。

教育長

なかなか難しいかなと思うのです。その議論をすると、例えば二中と南中野中学校はもう既に再編を終わっていますけれども、この辺も、区として、教育委員会としては、地域のご要望はいろいろあったと思うのですが、ここで通学区域を決めて、二中のすぐ南のお子さんも南中野中に通っていただいているという現実がありますので、既に再編が終わっているところの状況も判断しながら今後議論していかないと矛盾が生じるかなという気はします。

高木委員長

そうですね。確かに、中野の南側のほうですと、二中は二中校区の一番南側に接していますので、南中野中の北側のところは近いですし、逆に、今度、十中から二中校区へ変更するエリアですね。特に本町一丁目のあたりですと、ぱっと渡って十中が、中学生だから通えない距離ではないのですけれども近くなりますし、あるいは、中野の五丁目あたりですと、中野通りを歩いて行って、線路を越えて、サンプラザを越えた中野中よりも二中のほうが近いというのは現状でも確かにあると思います。

高木委員長

休憩したいと思います。

午後 1 時 5 3 分休憩

午後 2 時 0 6 分再開

高木委員長

それでは、会議を再開いたします。

大島委員

委員長、よろしいですか。

高木委員長

はい。

大島委員

通学区域を変更する時期と統合を実施する時期について考えていたのですけれども、通学区域を一斉に変更するという考え方はいいとは思いますが、統合との時期が余りあき過ぎるのは、区民の方がすごく不安な時期というか、もやもやとした時期が長過ぎてよく

ないのではないかと思います。平成26年度に通学区域を変更してしまっただけで、それで実際に統合するのは例えば平成29年とか平成30年とかと。もしそうだとすると、ちょっと長過ぎるのではないかと思います。

例えばの話、北原小学校で目の前に四中があるというような地域の場合、一斉に緑野中学校の区域だよということになったとして、でも、四中はまだ生徒も通っている。学校があるという時期が何年も続くというのは、余り長くないほうがいいのではないかと私個人は思うのです。

高木委員長

今までの議論で言うと、個別にばらばらとやるB案のような形よりも、A案である程度一律的に直接統合にかからない部分についてはやるという方向に話はいつていると思いますが、今、大島委員からもご意見が出されましたし、例えば兄弟がいると、兄が行っている間はこっちの学校がいいよということにもなるかなと思うのです。例えば、平成26年度ではなくて、区民の方への周知期間等々をも考えると、例えば平成27年度とか平成28年度ぐらいに全体的な通学区域の変更を設定したらどうかなと思うのですが、いかがでしょうか。

副参事（学校再編担当）

事務局といたしましては、小中学校の連携ということ、なるべく早い時期にというふうに考えておりましたが、この平成26年度という年度に必ずしもこだわりを持っているわけではございません。ただいまいただきましたご協議の中で、統合の時期と余り離れてしまうと差しさわりのあるだろうというご意見もございました。そこら辺を踏まえまして、平成27年度が適当なのか、平成28年度も考えられると思います。事務局のほうでもう一度その部分については検討したいと思います。

高木委員長

それでは、区民の方への周知の期間とか、そういうことも含めて、その方向で検討していただきたいと思います。

それでは、特別支援学級の取扱いについて議論をしたいと思います。

副参事（学校再編担当）

特別支援学級の設置なのですけれども、これは学校再編後の特別支援学級の設置校ということですので、私のほうで説明をいたします。

お手元にA4判の資料があると思います。統合対象校で、現在、特別支援学級を設置し

ている学校を、小学校を「●」、中学校を「■」であらわしています。統合に際しましては、統合新校に設置できる学級は設置することとして、設置することが困難な場合については、統合に伴う変更等、赤字で記載しております。

変更のある部分について説明をいたしますと、まず、上高田小の情緒学級。これにつきましては、新たに設置する平和の森小に設置することを考えてございます。それから、四中の知的学級につきましては、若宮小の位置に設置する四中と八中の統合新校に設置します。若宮小の情緒学級と西中野小の知的学級は、八中の位置に設置する鷺宮小と西中野小の統合新校に設置をいたします。

特別支援学級につきましては、中野区立小・中学校における特別支援教育推進のための方針に基づきまして、情緒障害等の通級指導学級については、今後、各学校に開設予定の特別支援教室や巡回指導の拠点としていくということになりますけれども、このことについては改めて別の機会にご協議いただくことになろうと思います。

資料の説明は以上でございます。

高木委員長

ご質問、ご発言がありましたらお願いいたします。

山田委員

今ご説明いただきましたけれども、鷺宮・西中野小学校の統合新校については、知的と情緒の両方を一応設置することにするという確認ですけれども。そういった場合に、今後の情緒障害学級の取り扱いをもう一度ご説明いただけますか。

副参事（学校教育担当）

ことしの1月にまとめました「中野区立小中学校における特別支援教育推進のための方針」の中でも、今後、東京都の第三次計画の方針に沿いまして各学校に特別支援教室をつくっていく。そこへ巡回教師、または、区のほうで雇用する予定の巡回相談員が巡回していくという形で、今まで子どもさんが動いていたのを教師が回っていくという形に基本的には変えていくということで考えております。今、通級学級として教育活動を行っている学校につきましては、そういった特別支援教室ですとか、巡回指導を行っていくための拠点という形で考えております。それで、今後、情緒発達障害のお子さんたちの特別支援教室、それから巡回指導でこういった形で教育を展開していくかというのは、まだこれから検討が必要ですが、拠点という形で、そこは基本的にはソーシャルスキルのような小集団での指導が必要なお子さんたちは、そこに通うという可能性も考えつつ、拠点とい

うことで考えているところです。

山田委員

ありがとうございました。全ての学校に今特別支援教室というものを設置していくという方針を確認させていただきました。教室といっても、その教室というのはなかなか難しい話で、そうしたスペースを確保するという意味で、巡回相談に任せるということで、既存の情緒障害というのはそのモデル的なことをやっていくということの理解ということによってよろしいですね。

高木委員長

上高田小の情緒障害学級を平和の森小学校に移すということなのですが、先ほどの資料の説明ですと、上高田小と新井小の統合が平成31年度に上高田小の位置で統合仮校舎、校舎移転が平成33年ですね。これは、どちらの段階で移行する計画なのかというのと、あと、平和の森小学校の新校舎の完成はちょっと見えないところがあると思うのですが、一応今の計画だと何年度に完成する予定なのか、ちょっと教えていただきたい。

では、まず、平和の森小学校の移転した新校舎に情緒障害学級をつくるという計画だと思うのですが、今の段階で何年度に完成の見込みなのか。

教育長

今、昭島市に法務省の施設の建設計画がございますけれども、今の情報ですと、平成27年度中に昭島市に移転するという情報が入っています。それはもう、法務省のホームページ等でも載っていますので、ほぼ確実だと思いますし、もう今年度中に建設工事に入るといふふうに聞いています。ですので、平成28年度ぐらいに用地を取得ということであれば、平成30年度ぐらいが完成ということで、今は、おおむねそのようなスケジュールで今後の計画をしていこうというふうに思っています。

高木委員長

ということは、平成31年度の段階で、上高田小と新井小の統合を上高田小の仮校舎の位置でやったときに、情緒障害は平和の森小の新しい校舎に動かせるということですか。

教育長

できる限り、その方向で追求しないと、仮校舎の上高田小に二つの特別支援学級の設置ということにはちょっと難しいと思いますので、最大限そちらのほうで追求していきたいと思っています。

高木委員長

この上高田小の情緒障害学級は、もともと沼袋小学校にあったのびのび教室が、我々の怠慢なのでしょうけれども、なかなかそこに目が行かず、結局、うろうろとして、なかなか決まらなくて、関係の保護者の方には大分やきもきさせたところがありますので、今いる方は卒業はしてしまうと思うのですが、入学前のお子さんに安心してもらうためには、そこははっきりさせるほうがいいと思います。平和の森小に関しては、何分、まだ用地が取得できていないので、はっきりしたことがすごく言いづらい状況だと思うのですが、この計画を出すときには、そこはきちり出していきたいですね。安心していただきたい。

教育長

委員長おっしゃったように、私たち、のびのび教室の経過等も反省材料だというふうに思っていますので、先ほどお話ししたように、そのタイムラグがないように、平和の森小もきちんと計画をし、平和の森小の中に特別支援学級が設置できるように最大限努力したいと思っています。

山田委員

今に関係してですけれども、平和の森小学校の用地取得が可能になって、新校舎が建てかえられることになると、新井小にある知的支援学級をどうするかということにもなるのではないかと思います。要は、鷺宮小と西中野小のところに情緒と知的をつくるということであれば、平和の森小に両方つくるということもできるのではないかと。新井小の知的を要するに平和の森小に移すという考え方もあるのではないかなと思います。そういう移転とか何かにかかわらずに、早目にきちんとつくってあげるということも一つの考え方ではないかと思うのです。その辺、検討課題としていかがかなと思います。

教育長

何分にもまだ平和の森小の建築計画も何もない中で、なかなか確実なことは言えないのですが、今ここにお出ししたのは、今情緒や知的に通っているお子さんたち、あるいは保護者の方にご安心していただくという材料もありますので、区としては今ここに考えていますけれども、山田委員がおっしゃったような方向も当然あり得ると思いますし、平和の森小の計画の中でも検討していかなければいけないでしょう。中野はたまたま1小学校区に一つの特別支援学級ということで、そういう姿しかないのですが、他区では二つの特別支援学級を設けている学校もあるというふうに聞いていますので、そうしたことも研究していきたいと思っています。

山田委員

あともう1点です。

今度の再編の中での核となる「一つの中学校をグループとして」ということなので、その校区ですね。中学校区の中で完結できるような特別支援の考え方というの、グランドデザインとしてあっていいのかなと思うのです。その地域で完結できるように何とか施設的なことを考えてやるということも一つの視点ではないかと思うのです。その辺はなかなか難しいかもしれませんが、そういった議論もあっていいのかなと思います。

高木委員長

あるいは、1中学校区ですと、1中学校に小学校だとなかなか難しいと思うのですが、例えば2ないし3のゾーニングの中には、一そろい——「一そろい」と言っても全部は難しいと思うのですけれども、知的とある程度情緒と、という形だと、また各学校で情緒障害の学級をつくっていくときにどこを核にしていくのかという問題もゾーニング、グルーピングである程度解決できていますので、そこは今回の再編計画の中でしっかりと出していくことによって、障害のあるお子さんを持っている親御さんに安心してもらえるというのがあると思うのです。

教育長

今回、中学校区というのをすごく鮮明に打ち出すことができましたので、今後、情緒障害の通級学級についても拠点を幾つ設けていくのかとか、さまざま議論していかなければいけないのですけれども、はっきり中学校区がありますので、例えば二中学校区にとかという考え方が明確に検討の素材として出せるなという気がしていますし、施設のことだけではなくて、1中学校に2ないし3であれば、特別支援の小中連携というのですか、各学校でそれぞれ小学校でもやっていますので、それを連続して中学校に引き継いでいくということも今後区として考えていく必要があると思います。

高木委員長

特別支援学級の設置につきましては、ちょっと細かいところでもうちょっと検討が必要だと思うのですが、大きな方向性としてはよろしいでしょうか。

(発言する者なし)

高木委員長

それでは、平成25年度新入生の指定校変更の取り扱いについて、説明をお願いします。

副参事（学校再編担当）

それでは、「学校再編に伴う指定校変更の取り扱い（案）について」という資料を用意してありますので、説明をいたします。

学校再編に伴う指定校変更の取り扱いについての考え方をまとめたものです。まず、前期の統合の際に認めた特例と同様に、統合にかかわる通学区域の新入生、在校生の取扱いです。

新入生については、この統合対象校の通学区域の児童・生徒については、統合するどちらの学校への指定校変更も認めようと。それから、通学区域が変更となる通学区域の児童・生徒については、通学区域変更によって指定校となる学校への指定校変更も認めようと。それから、これは小学生の場合だけですけれども、統合新校の位置によって通学距離が近い学校への指定校変更を認めようというものです。

在校生につきましては、小学生の場合には、新入生と同じように、統合新校の位置により通学距離が近い学校への指定校変更を認めるというものです。それから、通学区域変更となる通学区域の児童・生徒については、こちらは統合新校への指定校変更を認めようというものです。

これらの特例につきましては、統合をスムーズに進めるためにも、前期の統合においても、指定校変更の特例として認めたもので、今回の改定に当たっても認めたらいかかというふうに考えております。

2点目の「平成25年度の新入生の取り扱い」ということですが、ただいま協議をいただいていますこの再編計画の改定は、スケジュールといたしましては、来年の2月の策定を予定しております。来年度の新入生の指定校変更につきましては、来年1月から2月にかけて事務を行っていくこととなりますので、その時点ではまだ再編計画の改定が行われておりません。したがって、平成25年度の新入生についても、在校中に統合、それから、統合とあわせて通学区域の変更となる児童・生徒についても、1で説明したのと同様に、特例を認めたらいかかということなのです。

資料の説明は以上でございます。

高木委員長

ご質問、ご発言がありましたらお願いいたします。

飛鳥馬委員

今回の再編では、東中野小学校のようなことは起こらないのかもしれませんが、東中野小学校の場合には、指定校変更を認めたために、再編後4年間でそのエリアに

在住する1年生111人のうち白桜に行ったのは23人という表現で書いてあるのです。それはほかの区に行っているという意味もあるのかもしれませんが。新宿に行っているとか。文章はそういう「指定校変更が統発し」という表現なのです。PTA会長さんが書いているのは。だから、指定校変更のことを言いたいのだと思うのですけれども。

高木委員長

それは、学校再編に伴う指定校変更の取扱いではなくて、これとは関係がなく、中野区は通学区域を設定しているわけですが、文部科学省が基準の弾力化という通知を出した結果、申請して、妥当だと思うものは指定校以外に認められるというものの申請が多かったということなので、今話している案件とはまた別です。

飛鳥馬委員

二つ近いところを選べるとか、東中野の場合にも幾つかなかったでしたか。

教育長

いいえ、今は指定校だけです。

飛鳥馬委員

今は。

高木委員長

そうですね。

教育長

再編に当たってというのは違います。

高木委員長

ですから、前期や中期でも、例えば少子化している学校が在学中に統合されることを見越して減ってしまうケースと、逆に、沼袋小のように、少子化したのだけれども、最後盛り上げようと思って地域と学校が頑張っただけのところもありますので、そこはちょっと判断が難しいところなのですね。ただ、後期に関して言うと、かなり小規模化したところ、極小規模というのですか、特に著しいところは解消されていて、今度、適正規模へということなので、これをやったことによって極端に就学に影響が出るようなものは、私の理解だと多分ないのではないのかなと思うのです。そこを、ただ思うではなくて、ここで議論して、前期と同じようにやっていいのかどうか。つまり、アローアンスの期間では、激変緩和措置で、多少選択ができるような形になるわけです。だから、本来はA校に行かなくてはいけないのだけれども、兄がB校に行っているともともとB校なのだからB校に行きた

いとかいうことがこれだと認めるわけですね。そういうのを前期と同様にやるのかどうか。そのことによって、短期的には想定したような人数にいかない可能性はあるし、逆に、統合前に人数が動く可能性もある。ただ、今回の再編計画が発表はもともと大分前なのですけれども、見直すといって、多分、素案が提示できるのが10月の下旬ぐらいですかね。確定するのが年を越えてしまうと思うので、そうしますと、最初はこういう激変緩和措置をやらないと区民の方もなかなか納得されないのかなという気がするのです。

教育長

私どもも、今回この案を出させていただいたのは、今、委員長が整理していただいたような理由ですし、前回取り扱いをこういうふうに定めた後、今回のこの新たな再編計画の中で前回のときと事情が変わったということがないものですから、あえて前期と違う取扱いをするという理由もないものですから、とりあえずご確認の意味でこれを出させていただいています。

山田委員

今、教育長がご説明したことでいいと思うのです。ただ、事務的な処理として、2月にその経過が出て、これですと、「在学中に統合・通学区域変更となる児童・生徒に限る」という、この理解ですね。要するに、案を示して間もなくの間に、うちの子どもが在学している間になるのだといった声がどのぐらい上がるかということは、タイムラグ的になかなか難しいのかなと思ってはいるのです。でも、そういった方たちの救済を進めるためにはこういった一つの考え方が要るのかなと思いますけれども、時間的に非常にタイトではないかなと思います。窓口の対応は大丈夫でしょうか。

副参事（学校再編担当）

素案につきましては、10月の半ばに公表できるかなというふうに考えております。地域の説明会、対象校への説明といったことも開いて、なるべく区民の方への周知に努めてまいります。その後に就学通知を発送するという形になりますので、そこでも十分な周知が行えるよう努力はしたいと思えます。

山田委員

実は前期の再編のところでも、区民に周知するのはなかなか大変だったのですね。今回、これだけ大きな改定というか、再編作業になりますし、恐らく、関心のある方とない方と温度差もありますし、今、幼稚園に通っているお母さんたちとか保育園の方たちとか、そういった方たちへの周知というのはなかなか大変だと思うのですね。だから、その辺は十

分に用意周到の上お願いしたいと思います。

高木委員長

年度のやつを見ますと、なるべく2回の統合を経験しないということで、中学は後になっていますので、中学に関しては3年以上のアローアンスがありますから、基本的には、「在学中に統合」というのは合致してこないと思うのです。逆に、小学校を先にやるということは、6年間ありますから、そこは入ってきますよね。小学校のほうが、通学距離とかにナーバスですので、山田委員がおっしゃったように、ここはきっちり周知をしていかないといけませんし、もちろん、素案の段階でこの指定校変更の取扱いというのは大きく載せるのですよね。だから、早いところからこういったことを周知していくことが大切かなと思います。

大島委員

ちょっと質問です。

この「学校再編に伴う指定校変更の取り扱い（案）について」の中身を説明していただけるといいと思うのです。例えば新井小と上高田小の場合、1の「新入生」というところを見ると、今、新井小学校の区域にいる人は、今度、上高田小学校も選べるという意味になるのでしょうか。

副参事（学校再編担当）

統合までの間にあっては、新井小と上高田小の両方選べるということになります。

大島委員

そういうふうにする理由というかメリットというのはあるのでしょうか。

副参事（学校再編担当）

統合すると、その通学区域が一つの通学区域になります。現状では、その通学区域に二つの小学校が存在しているという形になりますので、その統合する通学区域を一つの通学区域と見なすと、その中に二つの小学校がありますので、どちらも指定校というふうに見なすことになります。先ほど委員長もおっしゃっていましたが、保護者の考えで、一般的には小規模な学校から人数の多い学校へ行くことが多いでしょうが、前期の例では、小規模の学校に行かせた保護者の方もいらっしゃるということもありますので、そこは選択の余地があるというふうに考えています。

高木委員長

前期・中期の例で言いますと、丸山小学校・沼袋小学校のときに、旧丸山小学校の校

地・校舎を使うということで、では、1年生のころからなれたほうが良いということで、そちらに通わせる例もありましたし、逆に、うちの子の場合は、通級で沼袋小ののびのび教室に行っていたので、いっそのこと、通常級も沼袋小に行くと、少人数だし、見てもらえるよという話もあったのです。それで心がかなり動いたのですけれども、西武線を毎朝超えるのはちょっと不安で、毎朝遅刻しなくてはいけないので断念したのですが、そういうアローアンスが少しあるということですね。現実には、それで動く児童生徒というのはそれほど多くはないと思うのです。

山田委員

この難しいところは、現在、小規模化のところ、この再編計画を出した段階で動いてしまってますます小規模になってしまうということの懸念があるのです。その辺についても教育委員会としては、学校として残っている間はしっかり支援するという事も伝えなければいけない。そういう難しさは出てくるのですね。だから、この統合の案が早目に保護者に十分伝わって、そういったことを十分説明する時間があるのは、私は大切だと思います。

副参事（学校再編担当）

今、山田委員が懸念されますとおり、この統合に伴う指定校変更を認めますと、確かに小規模校がさらに小規模化してしまうのではないかと懸念があります。前期の場合もそのような現象が起きております。ただ、その場合も、教育委員会としては、小規模になっても、統合する学校については統合までしっかりと支援をしていくということで支援をしました。今回についても、同じような考えで統合までしっかりとした支援を行っていきたいというふうに考えております。

高木委員長

山田委員のご指摘はとても重要だと思うのです。やはり前期・中期でも、多分、教育委員会も苦労したと思います。現場の校長先生たちも「有終の美を飾るんだ」「最後、よかったねで終わらせるんだ」ということで、地域の方と一緒に、かなり頑張りましたので、ここはやはり教育委員会として最後まで支えるのだということを示していかないと、子どもたちや保護者の方の理解はなかなか得られない。

ただ、文面としてはこのとおりなのでしょうけれども、ぱっと読んでもわからないのですね。そこはちょっと工夫していただきたいと思います。

副参事（学校再編担当）

統合校ごとにいろいろ具体的な組合せがあります。それについては、素案の段階では、この学校のこの部分についてはこういうことだということを書き込んでいくつもりでいます。それを全体として一般的な言い方にすると、こういう表現になってしまったということで理解をいただきたいと思います。

高木委員長

よく資料でFAQみたいなものをつくっていただいているので、そういうのをつくっていただくと、対象の区民の方ですとか、幼稚園・保育園に子どもを預けている、あるいは家庭で保育しているお母様方にもわかるような資料をぜひつくって、山田委員からも指摘があったように、早目にしっかりと周知をしていく必要があるかなと思います。

よろしいですか。

(発言する者なし)

高木委員長

それでは、「中野区立小中学校再編計画の改定について」は、本日の協議内容を踏まえ、今後さらに協議を進めたいと思いますので、事務局は準備をお願いいたします。

高木委員長

以上で、本日の日程はすべて終了いたしました。

これをもちまして、教育委員会第3回臨時会を閉じます。

午後2時40分閉会